

# あげまつだより 確定申告版

上松町役場 税務係

『2月16日(木)から確定申告が始まります。』

申告期間は2月16日(木)から3月15日(木)までとなります。

平成23年分所得税の確定申告と平成24年度住民税の申告相談を例年どおり実施します。今年も各地区に相談会場を設けますので、申告が必要となる方はお出かけ下さい。

## ～申告相談日程表～

実施日	実施時間	会場	対象地区
2 / 16(木)	9:30～12:00	西奥生活改善センター	西奥(才児除く)
	13:30～15:00	才児集会所	才児
17(金)	9:30～16:00	西中生活改善センター	西中
	14:00～15:30	台生活改善センター	台
20(月)	9:30～12:00	池島集会所	上条
	13:30～16:00	小田野集会所	小田野
21(火)	9:30～16:00	島防災コミュニティセンター	島
22(水)	9:30～15:00	ふれあい交流広場おぎ	立町
23(木)	9:30～16:00	寢覚公民館	寢覚
24(金)	9:30～15:00	寢覚公民館	寢覚
27(月)	9:30～12:00	小野集会所	小野
	13:30～16:00	荻原集会所	荻原
28(火)	9:30～16:00	倉本集会所	倉本
29(水)	9:30～12:00	東奥生活改善センター	東奥(高山除く)
	13:30～15:00	高山林業後継者研修センター	高山
3 / 1(木)	9:30～15:00	東小川生活改善センター	東里2
2(金)	9:30～16:00	東里生活改善センター	東里1・3
5(月)	9:30～16:00	吉野生活改善センター	吉野
6(火)	9:30～16:00	上松町健康増進センターホール	栄町
7(水)	9:30～16:00	上松町健康増進センターホール	宮前・観音
8(木)	9:30～16:00	見帰集会所	見帰
9(金) ～15(木) 土日除く	9:30～16:00	上松町役場大会議室	全地区

### 《注意事項》

会場・開催日により、開始・終了時間が異なります。

会場によっては混雑することも予想され、お待ちいただくこともありますのでご了承下さい。

土地・建物・株式等の譲渡、消費税申告のある方は、木曽税務署での申告をお勧めします。

## 【確定申告が必要となる方】 主なもの

### 1. 給与所得がある方

給与所得者のほとんどの方は、年末調整により所得税が清算されますので申告をする必要はありません。ただし、次のような方は確定申告が必要となります。

- (1) 給与の収入金額が 2,000 万円を超える方。
- (2) 給与を 1 か所から受けていて、他の所得金額の合計額が 20 万円を超える方。
- (3) 給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と他の所得金額との合計額が 20 万円を超える方。

### 2. 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は確定申告をしなければなりません。

公的年金等の収入金額が 400 万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

### 3. 退職所得のある方

退職所得については、一般的に退職金の支払いの際に支払者が所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税の課税は済まされます。ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては確定申告をする必要があります。

### 4. その他

- (1) 不動産・営業・農業所得のある方。
- (2) 個人売買や公共事業による収用などの不動産譲渡のある方。
- (3) その他非課税収入となるもの以外の収入がある方。

疑問に思う収入については、木曽税務署又は役場までお問い合わせ下さい。

## 【確定申告に必要なもの】 主なもの

### 1. 共通して必要となるもの

- (1) 給与及び公的年金等の源泉徴収票

源泉徴収票は確定申告をする際全てのものが必ず必要となります。紛失した場合には、それぞれの発行元に再発行を依頼して下さい。

- ・給与の源泉徴収票：給与支払者（お勤め先）
- ・公的年金等の源泉徴収票：年金支払者

〔日本年金機構の場合：年金ダイヤル 0570-05-1165 又は松本年金事務所（お客様相談室） 0263-32-5822〕

- (2) 生命保険・個人年金・地震保険（長期損害保険）の支払額証明書
- (3) 建設国保の支払額証明書、任意継続保険料の領収書
- (4) 国民年金（基金）保険料控除証明書

証明書が届いていない、紛失したという場合には下記までお問い合わせ下さい。

- ・日本年金機構松本年金事務所（国民年金課）： 0263-32-4664

- (5) 印鑑（口座振替納税を希望される場合は通帳登録印）
- (6) 申告者本人名義の口座がわかるもの（通帳等）

扶養控除等の可否判定等のため、世帯・家族内で申告が必要となる方全員分のものをご持参下さい。

## 2. 不動産・営業・農業所得のある方

収支計算が必要となりますので、各自で集計したものや、関係する経費の領収書等を持参して下さい。不動産所得の場合、貸し付けている土地・家屋の地番をご確認下さい。前年に農業所得申告をされた方へは、収支計算書等の関係書類を事前に郵送します。いずれの所得の場合も、事前に積み上げをしてきていただくと当日スムーズに作成が行えますのでご協力をお願いします。

## 3. 医療費控除を行う方

- (1) 医療費、薬（治療薬）、介護サービス等の領収書・レシート  
はじめに「お名前ごと」、次に「支払い箇所ごと」に分け、日付順に並べていただき集計して下さい。
- (2) 診察等の際利用した電車・バスの交通費は控除対象となります。領収書は必要ありませんが、「誰が」、「何処から何処までの間（駅名・バス停名）」、「何を利用」し、「片道何円」で、「何回利用した」のかは必要となりますので、集計して下さい。タクシーについては原則対象となりませんが、止むを得ない理由があった場合においてのみ、領収書を添付することにより対象となります。なお、自家用車を利用した場合、電車やバスでの移動に換算はできません。
- (3) 保険金等で補てんされた金額は、支払った医療費から差し引かれますので確認して下さい。

## 4. 土地などの売却による譲渡所得のある方

- (1) 売買契約書のコピー（契約年月日、売買年月日の確認）
- (2) 領収書等のコピー
- (3) 公共事業で収用により譲渡した場合は、  
公共事業用資産の買い取り等の申出証明書  
公共事業用資産の買い取り等の証明書  
収用証明書

## 5. 住宅借入金等特別控除のある方

- (1) 住民票の写し（居住事実、入居年月日の確認）
- (2) 家屋の登記簿謄（抄）本（取得年月日、床面積、持ち分、構造・建築後年数の確認）
- (3) 請負契約書・売買契約書等の写し（工事代金、取得価格の確認）
- (4) 住宅取得資金に係る借入金の残高証明書
- (5) 増改築の場合、上記の他に建築確認通知書の写し、検査済証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- (6) 家屋と共に敷地を購入した場合  
敷地の登記簿謄（抄）本（取得年月日、面積の確認）  
売買契約書、敷地の分譲に係る契約書等の写し（取得価格の確認）

～住宅借入金等特別税額控除額に関する表～

居住開始年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成 23 年	10 年間	4,000 万円	1.0%	400 万円
平成 24 年	10 年間	3,000 万円	1.0%	300 万円
平成 25 年	10 年間	2,000 万円	1.0%	200 万円

## 【税法の改正について】 主なもの

### 1. 年金所得者に係る確定申告扶養制度が創設されました。

公的年金等の収入額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 所得税の確定申告は扶養であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

### 2. 扶養控除等が次のとおり改正されました。

年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

特定扶養親族(控除額 63 万円)の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族とされました。

扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円に引き上げられました。

### 3. 東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金

平成 23 年 3 月 11 日以後に支出した国に対する寄附金や、東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金、東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附した寄附金は、寄附金控除が受けられます。

## 【e-TAXについて】

3月9日(金)~15(木)までの役場会場では、e-TAXによる申告が行えるパソコンを会場内に設置します。e-TAXで申告を行うには、住民基本台帳カード(3月まで無料)と公的個人認証サービスに基づく電子証明書(500円)が必要となります。発行までに時間がかかりますので、役場窓口にてお早めに取得して下さい。

e-TAXで申告を行うと、添付書類の省略や還付金の支払いがスピーディに行われるほか、最高4,000円の税額控除が受けられます。(但し1回限りとなりますので、平成19年~平成22年分の申告において既に受けられた場合は、平成23年分の申告では受けられません。)

## 【お願い】

2月16日(木)~3月8日(木)までの間は、税務・収納係職員が各地区へ申告相談に向いているため役場庁舎での受付は行えません。(ご自分で作成された申告書をお預かりし、木曽税務署へお届けすることは可能です。)

また、申告期間中は、税務関係証明書類等発行などの一般税業務にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【申告に関するお問い合わせ先】

木曽税務署： 22 - 2024 / 上松町役場税務係： 52 - 2001